

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都豊島区池袋二丁目七十一番四一〇〇
二号
合同会社ウオーライフ
代表社員 川端 智昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都世田谷区代沢二丁目五番二号パーク
リラヴェール代沢三〇五
Growth合同会社
代表社員 溝口 正啓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都大田区大森西一丁目一三番五号
合同会社メサイト教育所
代表社員 星野 麻弘

組織変更公告

当組合は、令和二年十月十六日開催の総会の決議により株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
長野県飯田市中村一八八九番地の二
下伊那畜産協同組合
代表理事 市瀬 憲

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
大阪府高槻市弥生が丘町二六番七号
合同会社see saw
代表社員 結城 大典

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
福岡県朝倉市甘木一三六一番地三飯田ビル
二〇一号
合同会社トッパ
代表社員 山崎 昇平

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
熊本市西区花園六丁目二八番三〇号
合同会社HLC
代表社員 後藤 順子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
山形県東置賜郡高島町大字入生田一八六三
ASEジャパン株式会社
代表取締役社長 鍾 智孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
茨城県つくば市上郷一三五七番地の三
有限会社つくばプランニング
代表取締役 中山 正仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
茨城県つくば市上郷一三五七番地の三
つくば交通有限会社
代表取締役 中山 艶子

資本金の額の減少公告

当社（令和二年十一月一日付で、株式会社グラフィド・エンタープライズへ商号変更予定、同日東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号へ本店移転予定）は、資本金の額を十九億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都港区港南二丁目一五番三号
株式会社GLホールディングス
代表取締役 滝澤 康之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都千代田区丸の内三丁目四番一號新国立ビル六階
株式会社DJホールディングス
代表取締役 玉留 一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都中央区日本橋一丁目二番六号
HM Holdings株式会社
代表取締役 杉本 智史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億三千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都世田谷区池尻三丁目一番三号
ムトーアイテックス株式会社
代表取締役 小林 裕輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和二年十月二十七日
東京都千代田区丸の内三丁目四番一號新国立ビル六階
株式会社DJホールディングス
代表取締役 玉留 一